

進出準備・研究経費等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新規分野に進出しようとする障害福祉サービス事業所に対し、準備・研究に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業は、別に定める「進出準備・研究経費等支援事業実施要領」（以下「要領」という。）に基づく事業とする。

(補助金の額)

第3 この補助金の交付額及び対象経費は、要領第4のとおりとする。

(交付条件)

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(交付申請)

第5 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に知事が定める期日までに提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第6 第4の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第4の(3)の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の20日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第4の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による実績報告は、別記第4号様式のとおりとする。

2 前項の規定による実績報告書は、事業完了後速やかに知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。